

広島県告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、昭和三十六年五月一日に定めた山県郡町村税等滞納整理組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を平成二十一年四月一日から廃止する。

平成二十一年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山